

平成19年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成19年12月13日 午前10時00分 開会
午後 4時26分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 3. 出席議員17名 | 1番 山下和弥 | 2番 朝岡佐一郎 |
| | 3番 西井覚 | 4番 藤井本浩 |
| | 5番 吉村優子 | 6番 阿古和彦 |
| | 7番 川辺順一 | 8番 川西茂一 |
| | 9番 寺田惣一 | 10番 下村正樹 |
| | 11番 岡島辰雄 | 13番 西川弥三郎 |
| | 14番 南要 | 15番 亀井一二三 |
| | 16番 高井悦子 | 17番 白石栄一 |
| | 18番 石井文司 | |

- 欠席議員 1 名 12 番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新 之 助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	飯 田 孝 彦	書	記	中 嶋 卓 也
書 記	井 上 理 恵	書	記	森 本 欣 樹
書 記	西 川 雅 太			

6. 会議録署名議員 8番 川 西 茂 一 10番 下 村 正 樹

- ## 7. 議事日程

日程第 1 一般質問

- 追加日程第 1 葛城市議会議長の辞職について
- 追加日程第 2 葛城市議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 葛城市議会副議長の辞職について
- 追加日程第 4 葛城市議会副議長の選挙について

開 会 午前10時00分

藤井本副議長 おはようございます。

本日につきましても、議長が病氣療養のため欠席ですので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

6番、阿古和彦君の発言を許します。

6番、阿古和彦君。

阿古議員 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、地球環境にやさしい自治体（葛城市）を目指してです。

ことしの夏に、葛城市でも短時間の豪雨による災害が起こったことは記憶に新しいですが、近年の集中豪雨の頻発に加え、海水温度上昇による日本近海での大型台風の発生、日最高気温が30度を超える真夏日の増加、猛暑日と極端な現象の大規模化、頻発化が懸念されております。また、世界に目を向けますと、北極の氷の融解や海面の上昇が起こり、また地域によっては乾燥・干ばつの危険性も報告されています。このような異常気象は、産業革命以降の大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化によると考えられています。

国連では1995年5月に、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする気候変動枠組み条約に、日本を含む155カ国が署名し、また1997年の温暖化防止京都会議において、京都議定書が合意されました。我が国は京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な処置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、京都議定書目標達成計画を策定しております。そして、目標達成のためにさまざまな分野での対策・施策の強化を図っておりますが、地方公共団体においては、その区域の自然的・社会的条件に応じた地域の創意工夫を生かした削減対策を求めておりますが、我が葛城市での取り組みの現状についてお聞きいたします。

次に、我が国のエネルギー対策特別会計の活用についてお聞きいたします。

エネルギー対策特別会計は燃料・安定供給対策、エネルギー需要構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にするために設置されているものですが、2兆3,000億円の予算規模を持っております。その目的から大半が経済産業省分ですが、環境省分予算分としてエネルギー起源二酸化炭素排出抑制に関する対策についてさまざまな補助事業、交付金事業、委託事業、技術開発事業、利子補給事業等があり、地方公共団体には数多くの50%補助事業や、民間についても3分の1ないし2分の1補助事業があります。現在のエネルギー対策特別会計の葛城市の利用の現状と、今後の利用の考え方についてお

聞きいたします。

再質問は自席で行いたいと思います。

藤井本副議長 杉岡市民生活部長。

杉岡市民生活部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6番、阿古議員の地球環境にやさしい自治体（葛城市）を目指してのご質問に対しましてのお答えをさせていただきたいと思います。

ことしの1月に公開されました、地球温暖化問題を取り扱いましたゴア前アメリカ副大統領のドキュメンタリー映画「不都合な真実」がアカデミー賞を受賞されまして、この映画が契機となりましてノーベル平和賞を受賞されましたことは記憶に新しいところでございます。また、来年7月に開催されます北海道の洞爺湖サミットにおかれましても、地球温暖化問題が主要議題と取り上げられることも大きな話題となっております。また、阿古議員から披露ございましたように、最近の異常気象による要因も、温室効果ガスの排出による地球温暖化が要因と言われ、全世界が取り組むべき共通の課題であるという認識がされておるところでございます。

さて、ご質問の京都議定書の目標に関しましての取り組みでございますが、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されまして、その21条には市町村は基本方針に則し、みずからの事務事業に関し温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する実行計画を策定するものとする規定されておるわけでございます。葛城市では市役所を一事業所といたしまして、関西電力からのソフトをいただきながら平成17年に温室効果ガスの排出の基礎データを収集・分析いたしまして、平成18年には内部検討委員会を設置いたしまして、年度末、平成19年3月には葛城市地球温暖化対策実行計画を作成いたしましたわけでございます。

その実行計画の内容と申しますのは、平成17年度を基準年度といたしまして、計画期間を平成19年から23年の5カ年といたしまして、この計画期間内に二酸化炭素・メタン・一酸化窒素、その3種類の温室効果ガスの総排出量4,364トンをも3%削減する目標を立てておるわけでございます。この目標達成のために具体的な取り組みといたしましては、照明器具や空調機器などの電気使用量の削減、公用車の燃料の削減、再生紙の使用、エコマークやグリーンマーク製品の導入、さらには建築物の設計時におきます省エネルギー構造の推進や、維持管理に当たっての配慮を盛り込んだものとなっております。また、これに関連いたしまして、ことし4月からは庁舎より発生いたします雑誌、段ボール、シュレッターダストなどの分別リサイクルをいたしまして、11月末までに5,400キロの古紙が再生に回されておる現状でございます。このほか、所定の様式をもちまして、各文書よりエネルギーの消費量等の報告を受け、現在集計中ではございますが、達成にはかなり厳しい現状にあると言わざるを得ない状況でございます。

また、葛城市全体を対象といたします地球温暖化対策地域推進計画につきましては、ことしの10月3日に県よりガイドラインの説明がございまして、今後、葛城市地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けまして、基礎データの収集方法等の検討を行ってまいりたい

という考えがございます。

続きまして、エネルギー特別会計におきます補助事業についてでございますが、この補助事業には地方公共団体を対象とするものと民間団体を対象とするものと二つの種類がございます。

まず、地方公共団体を対象とする補助事業でございますが、対策技術率先導入事業といたしまして、太陽光の発電の代替エネルギー設置の整備並びに省エネルギー設置の整備、次世代普及事業といたしまして燃料電池車の購入・導入事業、公立学校への燃料電池導入事業、低公害車導入事業、学校エコ回収事業がございまして、いずれも補助率は2分の1となっております。しかしながら、いずれの事業にいたしましても改修や購入時に割高な初期投資が必要でございます。今後は財政事情を考慮いたしながら、改修・購入の際には検討してまいりたいと考えております。

続きまして、民間団体を対象とする補助事業でございます。

この補助事業に関しましては、地域での共同利用を目的とした大規模太陽光の発電の立ち上げを目的とするメガワットソーラー共同利用モデル事業などが14事業ございまして、平成19年度おけます予算総額は民間レベルで107億円と承知しておるわけでございます。補助率は、先ほど申されましたように2分の1から、事業によりまして3分の1ということになっております。

しかし、これらの補助事業にいたしましても共同利用の比較的大規模な事業を、民間団体からの技術提案型の申請に対しまして補助金が交付される仕組みとなっております。葛城市といたしましても、先ほど説明いたしました葛城市全域の地球環境温暖化対策地域の推進計画を作成するために、葛城市といたしましての地域特性、地域ポテンシャルの把握を行うために、補助事業でございます地域省エネルギービジョン策定等事業の採択を申請いたしまして、この事業を通じまして、まずは葛城市としての特性等を把握してまいりたいと考えております。

以上、阿古議員の答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 6番、阿古議員。

阿古議員 ありがとうございます。

今、現状ではエネルギー対策特別会計の利用はないという理解の仕方でいいんだと思いますけれども、確におっしゃるように初期投資というのは大きいんですけども、そこから生まれてくるメリットというのはさまざまなものがあると思います。今後、建てかえ等、新たな施設、当然、学校ですとか水道設備ですとか、公共施設はすべてにかかわって、そういう事業対象になると思いますので、そういうようなものもまた検討していただければと存じます。

それと、おっしゃりますように葛城市での、例えば太陽光に限って言えば光の状態ですとか、風に限っては風の風力等の、そういうまず検証していただくということ。そのことについて申請していただくということを明確に答弁いただきましたので、速やかに、

100%補助やとお聞きしてます。申請していただきまして、事業を開始していただきたいと存じます。

それと、見てますと非常に、以前は太陽光パネル等で国から補助金等があって、もしくは関係団体からの補助があったんですけども、一昨年でたしか決まっていたように思います。そういう意味も含めまして、これは市長にちょっと提言したい部分なんですけど、市長は常日ごろから住みたいまち、市民が本当に住みたいなと思うまちをつくっていくんだという意思を強くお持ちであります。そういう意味におきまして、市民というのは今、非常にやはり環境問題に興味を持っておられます。確かに福祉の場面ですとか教育の場面ですとか、そういうようなものの水準を上げていくということも非常に大切なんですけども、そういう環境に優しいまちに住んでるんだという、その意識ですね。その意識というものは、その意識の思いというものは、やはり葛城市市民にとって新たな憩いの気持ちとして生まれてくるように思います。そしてまた外から見てまして、そういうまちになれば本当に住んでみたいなど、特に小さい子どもさんや、そういう世代の若い方も、そういう意思を持って葛城市に住みたいと思っていただけるのではないかと思います。

それと、この環境の事業というのはまだまだこれから始まったばかりの事業ですので、今、国でも環境税等が話題になっておりますが、この環境に対する投資の場面ですね、そういう意味の財政支援というのは、これから国は手厚くなってくるのだと考えられます。そういう意味におきまして、この財政が非常に確保しにくい中で、国の補助事業として、もしくは交付金事業として獲得すべき事業が多々あるのではないかと思います。

それともう一つ言えますのは、先日、堺市が、大阪府並びに堺市で百何十億円とかいうようなお金を投資してシャープを誘致されました。我が葛城市にはシャープの、それもまさに太陽光パネルの生産工場がございます。そういう意味におきまして、確かにそういうふうな、例えばお金を出すことによって企業を呼ぶとか、そういうことも大切だと思います。そやけど、現在いる企業が、このところで、葛城市で、いいところだからもっといいなと思えるような政策、それは決してお金が要る政策ではありません。葛城市がこういうビジョンの中で、こういう自然環境に優しい、まさにそういう企業が、企業にとってそういうメリットがあると感じれば、それはまさに葛城市ブランドであって企業誘致にもかかわってくるし、現存の企業がここに長らく、これからずっといてたいんだと思うこともあるのかと思います。そういう意味も含めまして、私は新たな提言をしたいと思います。

一つは、現在申し上げましたように、エネルギーの特別会計というのは約2兆何千億円あるんですけども、本当のことを言いますと、もともとは石油の代替エネルギー確保で組み立てられた会計なんですけど、環境に使われてるのは実は300億円から400億円ぐらいなんですよ。でも、現在でのそれだけのお金は国が予算をつけてきてる。それで、さらに今言ってるような葛城市の現状を考えますと、もっと踏み込んでいいのではないかと。ですから、ある意味で構造特区の申請をされるような形、そういうことによって葛城市は環境に優しい取り組みをするまちなんだということを全国に発信することができます。環境、

企業の誘致も、ある意味で考えられることでありますので、そういうふうな前向きな、今回、調査をまずしていただきますので、そういうふうな環境調査等を含めて、今後検討していただけることと思いますが、まずその辺を市長からお考えをお聞きしたいと思います。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 阿古議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

地球温暖化の防止の必要性とか、あるいは重要性は、私も十分承知をしているところでございまして、認識もしているところでございます。この環境を壊すことなく、できれば改善をしながら伝えたいものということで、常々考えているところでございます。そうした中で、先ほど部長から答弁をいたしました。地域省エネルギービジョン策定等の事業に対しまして補助金の申請もいたしまして、まずは実態をきちっと把握しながら行政として何をなすべきかということが非常に大事であろうというふうに思うところでございます。

以前にシャープの前社長さんにいろんなお話をしてまいったところでございますけれども、そうした中で日本の環境にかかわる政策、そういうものが、先ほども阿古議員のお話の中にもございましたように、例えば省エネでソーラーの普及というふうなことも以前から取り組みをされたところでございました。それぞれの民間の家庭のそうしたソーラーに対しまして、一時期は補助事業として30万円の補助金をというふうな制度もあったわけでございますけれども、いろいろと見直しをされた中で、今、先ほど部長が答弁をしましたような、改めていろんな事業が推進をされていると、こういうことであるわけでございます。そうした事業をよく見きわめまして、積極的に、本市としてふさわしい事業を考えながら取り入れるべきものは取り入れさせていただいて、阿古議員がおっしゃっていただいておりますように住民の皆さん方が住み続けたいまちというふうなことの印象が受けられるように、またそうしたことによって、優良な企業が葛城市へ進出をしたいというふうな環境の整備を図らなければならないというふうに思うわけでございますので、議員の皆さん方におかれましては、そういうふうなことを踏まえながら、今後のまちづくりの大きな一つの目標値ということで、いろんな面でまたご支援とご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本副議長 6番、阿古議員。

阿古議員 前向きなご返答、本当にありがとうございます。

葛城市を空から見たときに、本当に太陽パネルで一面が、葛城市が光ってるなというような、そういうふうな光景がもし見られるようなときがあれば幸せかなと存じます。

現在でも集合住宅等の建設については、そういうふうな助成とかはございますけれども、新たな前向きな特区の申請をしていただくことによりまして、また別の葛城市独自の取り組みもできるのかなと思います。温室効果ガスの濃度の増加によりまして、地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て、人類の生存基盤に係る最も重要な問題です。異常気象の頻発気候システムの急激な転換といった影響こそそのみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃による食糧不足、災害の

激化など、さまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代の子どもたちのために、葛城市として早急にできることから取り組まれることを提案して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

藤井本副議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井悦子君。

高井議員 おはようございます。

議長の許可を得まして、ただいまから一般質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

まず一つ目でございます。後期高齢者医療制度と国保事業会計についてお伺いをいたします。6月議会での一般質問に引き続いて、後期高齢者医療制度にかかわっての質問でございます。

昨年の国会で、自民・公明政権が強行いたしました医療制度改悪法によりまして、既にご承知のように来年4月、後期高齢者医療制度が実施されようとしております。75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、ほかの世代から切り離し、際限のない負担と差別医療を押しつける大改悪でございます。今、この後期高齢者医療制度の中身が本当に知られていく中で、高齢者や国民、自治体や地方議会、医療関係者などから大きな批判の声が沸き起こっております。福田内閣と政権与党も、現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することは半年間凍結をし、続く半年間は1割に減額をする。また、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げることを1年先送りするなど、医療改悪の一部凍結を言わざるを得なくなっております。これは昨年の国会で強行した制度の破綻をみずから認め、国民世論の声に押されての一部凍結と言えます。

しかし、政府与党の方針は、対象となっている高齢者のほんの一部の人の負担増をほんの少し延長するだけで、凍結とは名ばかりのごまかしにすぎません。75歳以上の、この後期高齢者医療制度によって保険料が天引きされるなどの対象は1,300万人の規模に上ります。これに対して、保険料の凍結対象は200万人であります。圧倒的多数に保険料負担がのしかかります。政府与党の国会の凍結は、本制度を円滑に施行するための激変緩和措置、このようにされておりますように、制度改悪を確実に実行するため、世論の反発を和らげるための一時的なものであることは明白でございます。

小泉・安倍内閣の6年間、高齢者は所得税・住民税の増税や、国保税、介護保険料の値上げ、医療費の窓口負担の引き上げなど、相次ぐ負担増に悲鳴を上げてきました。福田首相はお年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努める、このように所信表明をされております。それが本心であるならば、小手先だけのごまかしの凍結でなく、制度そのものを中止・撤回すべきであることを、まず最初に申し上げておきたいと思えます。

さて、11月26日、奈良県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、後期高齢者医療制度の4月の実施に向け、保険税率を初めとした条例が審議され、制定されてまいりました。

新聞報道もされておりますが、高齢者の暮らしや医療に直結する内容であるにもかかわらず、情報が非常に少なく、疑問や不安が大きいものになっております。まず、広域連合議会での提出されました条例の内容と、その審議経過・結果についてご報告をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度を初めとした医療法の改定によって、国民健康保険事業との関連や、その影響などについてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度の導入や医療法の改定によりまして、来年度の国民健康保険事業会計では、これまでの老人保健事業への拠出金にかわって、後期高齢者医療への支援金の支払いのための新しい徴収の枠組みや、老人保健法に基づき実施していた住民への基本健診の実施主体が国保事業に組み込まれるなど、国保事業会計そのものの改変が必要になっております。また、後期高齢者医療への高齢者の移行による医療費や税収の変化など、国保事業会計にどのような影響が起きることになるのでしょうか。その見通しについてお伺いをいたします。

また、保健予防検診事業への変化の問題では、これまで自治体が住民に実施してきた基本健診は、住民の健康保持、病気の早期発見、治療を目的として行っておりましたが、今後は特定健診としてメタボリックシンドロームの予防改善に重点が置かれるようになります。この特定健診はその最大の目的を医療費の削減とされております。健診の受診率や指導による改善率が悪い医療保険者には、特定保険料の加算というペナルティーが課せられ、ひいては保険料の値上げの要因となる危惧も強く感じます。さらに、後期高齢者医療制度で保険料の年金天引きが行われることに乗じまして、国保の前期高齢者と言われる65歳以上の人たちの国保税も年金から天引きということも計画されております。こういった一連の国保事業への影響は大変大きなものがあると思っております。国保事業会計としての見通しや影響はどのようになっているのでしょうか。この点についてお伺いをいたします。

また、保健健診事業での住民基本健診など、今後の健診内容の計画や一部負担金となる健診料などについてもお考えをお伺いいたします。

次に、安心して子どもを産み、育てられるまちにということで、学童保育の問題、そして妊婦健診の拡充についての質問をさせていただきます。

学童保育についてでございますが、これもさきの6月議会におきまして、市内学童保育所の実情と、その改善の必要について一般質問させていただいておりましたが、この10月13日には厚生労働省が初めて放課後児童クラブ、いわゆる学童保育について、その規模や設備などに関するガイドラインを示しました。今日、共働きやひとり親家庭などの小学生の放課後や学校休業中の安全で安心な生活を保障する学童保育の必要性はますます高まっていることは、今、共通の認識になっております。しかし、それに見合った整備が進んでいないというのも、その現実がございます。全国的に見まして、葛城市の実情を見ても、入所児童数の大幅な増加による学童保育の大規模化が、子どもたちの生活と成長にさまざまな問題を生んでおります。また、生活の場にふさわしい施設や設備を初め、子どもたちの生活や成長に直接責任を負う指導員にかかわる労働条件を初めとする条件整備は、大き

く立ちおけております。保育園と比べまして、すべての面で整備がおこなわれているこの実情を、一刻も早く解決することが求められているというふうに感じます。今回の厚生労働省のガイドラインが示されたことを受けまして、葛城市においても学童保育の量的・質的な拡充が図られるよう、まず強く求めるものでございます。

そこで、ガイドラインに示されました学童保育所としての求められる要件として、対象となる児童の学年や職員の体制、開所日や開所時間、また学童保育の規模や、それにふさわしい施設や設備、指導員の役割などが示されておりますけれども、現在市内5カ所で行われております学童保育所が、どの程度これらの要件を満たしていることができているのでしょうか。特に学童保育所の規模、そしてそれにふさわしい施設面積や設備ではどうなっているのでしょうか。まず、伺いをいたします。

次に、妊婦健診の拡充についてでございます。

昨日も妊婦健診の公費負担の回数をふやすことについての質問もございました。市当局の来年度から拡充できる方向で、全体の財政状況を見ながら回数など検討中である旨の答弁もなされておりました。平成19年1月16日に厚生労働省の通知であります妊婦の健康診査の公費負担の望ましいあり方では、少子化対策として財政措置がとられていること。公費負担は14回程度行われることが望ましいとしつつ、自治体の財政状況に応じて、経済的理由によって受診をあきらめる人を生じさせないため、5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられている、このように明確に示されているところであります。現実これを受けまして、平成19年度、年度途中からそれに沿って実施回数をふやした自治体は、大和高田市を初め、生駒市、五條市、大淀町、天川村、上北山村など、奈良県のお産をめぐる医療体制の不備や、住民の不安に答えようとする自治体の積極的な姿勢が感じられるわけであります。周産期医療体制の不備、葛城市もそうですが、お産をする施設が7割の自治体にないなど、周産期医療や産科医医療で医療崩壊とも言える事態が進んでおります。

昨年の妊婦死亡に続きまして、ことし8月の緊急搬送中の妊婦が死産をするという、本当に悲しい出来事が続いております。このことから改めてかかりつけ医がいない、妊婦健診を受けていないという問題が表面化をしておりました。平成18年中の緊急搬送されました妊婦のうち、全体の2割がかかりつけ医がいない、または不明という県の調査結果が出ており、改めて未受診の妊婦が多くいることが明らかになっております。中でも葛城消防本部では緊急搬送妊婦は7人でした。そのうち、かかりつけ医があるという方が3人、なしが4人ということであります。この数字は近隣、例えば中和広域消防の緊急搬送妊婦77人中、かかりつけ医があるのが73人、なしが4人でありました。葛城市のかかりつけ医なしの比率が大きいのかなというふうに思います。このことは消防本部にもお聞きしましたが、数字は間違いはないようですが、すべて葛城市民の方であるのかどうか、これは今後において調査も要るものでしょうけれども、本市においても未受診の妊婦がおいでになる、この認識が必要ではないかと思えます。その認識の上に立って、かかりつけ医なしという状況をなくすための取り組みが必要であることは言うまでもありません。少なくとも経済

的理由で健診を受けることをちゅうちょすることのないよう、自治体としての支援体制として、公費負担での健診回数を拡充することが本当に求められているというふうに思います。昨日に引き続いての同じ妊婦健診の公費負担の拡充の問題であります、ぜひこの点についてもお考えをお伺いいたしたいと思います。

質問は以上でございます。

再質問は自席から行わせていただきます。

藤井本副議長 杉岡市民生活部長。

杉岡市民生活部長 それでは、16番の高井議員よりご質問いただいております後期高齢者医療制度と国保会計事業につきましてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご質問いただきましたように、去る11月26日に第2回広域連合議会が開催されまして、議決されました議案の内容につきましては、奈良県広域連合後期高齢者医療に関する条例と平成18年度の歳入歳出決算の認定が主なものでございました。その中でも特に重要とされます条例の制定につきましては、葬祭費に関する事項、葬祭費の支給に関する事項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令で定められます基準に従いまして定めることとされており、保険料率及び保険料の賦課、そして減額に関する事項、保険料の徴収猶予、減免に関する事項、保健事業に関する事項、罰則事項等に関することが主な内容となっております。

その内容と申しますと、葬祭費の支給額につきましては3万円、平成20年度、平成21年度におけます保険料率につきましては、均等割額が3万9,900円、所得割率が100分の7.5と定められておることになりまして、平均の年金受給額208万円の人でございますと年額8万1,000円の負担となりまして、奈良県の1人当たりの平均では8万3,400円となることになっております。ただし、過去3年の1人当たりの老人医療費の実績が県平均といたしまして20%以上低く乖離しております山添村、曾爾村、上北山村、下北山村につきましては、条例の施行時より6年間は政令で定める基準に従いまして保険料を低く設定されておるところでございます。

また現在、保険料の負担をされていない被用者保険に加入されております被扶養者につきましては、資格取得から2年間、また平成20年度の時限措置といたしまして、保険料を軽減する措置がとられたわけでございます。

次に、後期高齢者医療制度発足によりまして、国保会計への影響でございます。現在、後期高齢者の医療につきましては昭和58年度に発足いたしました老人保健制度によりまして賄われておったわけでございますが、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、従来より各保険者が保険料を徴収いたしまして、拠出してまいりました拠出金が廃止されまして、若年者から保険料を徴収いたしまして、後期高齢者の支援金として拠出する方法で財政運営がされることとなったわけでございます。この制度の仕組みによりまして、国保会計といたしましては、従来からの保険料の課税区分といたしまして医療分と介護分の2本立てであったわけでございますが、支援金分が新たに追加されまして3本立て方式となっております。この制度の発足によりまして、75歳の

人が国保会計から後期高齢者医療制度へと移行することに伴いまして、保険料の減収ともなっておりまいます。また、平成20年度から生活習慣病予備群の早期発見を目的といたしまして、特定健診並びに特定保健指導が各保険者に義務づけられましたことによりまして、これらにかかります費用につきましても、国保税で賄わなければならないことになってまいりますために、必然的に税率改正を行わなければならないというところでございます。

しかしながら、現在、税率の改正検討を進めておるわけですが、国からの算定に用いる諸係数がまだ明確ではございません。暫定の数字をもとに、担当課におきまして検討を進めておるところでございますが、しかしながら葛城市におきましては市民の皆様方のご理解をいただきながら、平成18年度に国保税の改正をお願いしたところでございますので、基本的には新たな負担を求めることはせず、負担項目の変更にとどめたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、このたびの健康保健事業につきましては、医療費適正化を目指しまして平成24年度までに特定健診の受診率ですね、65%、特定保健指導の実施率が45%、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームと申しますか、その減少率にかかわる目標値を対平成20年度比10%の削減と定められておりまして、この目標が達成できない場合につきましては、後期高齢者の支援金におきまして最大10%のペナルティーがかけられることになりまして、追加義務の負担をすることとなっております。したがって、今まで以上に市民の方々の健康に関する関心と行動がより重要になってくると考えておるわけでございます。

次に、後期高齢者にかかります保健事業につきましては、広域連合からの委託により保健健診、その他の健康保持増進のための保健事業を行うこととされておりまして、国保の特定健診と同時に市民の健康を重視し、従来の基本健診のレベルの低下につながることをないように医師会の協力をいただきながら、平成20年度から新たな保健事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

以上、高井議員に対する答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 田宮保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 16番、高井議員からの2点にわたりますご質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目でございますけれども、安心して子供を産み育てられるまちにということで、先般、厚生労働省の示した放課後児童クラブガイドラインに照らして、市内の学童保育所の整備、充実という面でご質問いただいております。

ご質問のように、今回初めて厚生労働省から放課後児童クラブのガイドラインが示されたところでございます。ガイドラインでは、対象児童につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生1年生から3年生を主体的に、また就学している児童となっておりますわけでございます。規模につきましては、放課後児童クラブの規模はおおむね40名程度が望ましいと。また、放課後児童クラブの規模については最大70人までとすると、こういう規模について示されたところでございます。また、開所日、開所時間につきましては、子どもの放課後の時間帯、地域の事情や保護者の就労状況を考慮して設定すると。ま

た土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態を踏まえて8時間以上開所するというように示されております。

また、施設整備面につきましては、子どもが生活するスペースとして児童1人当たり、おおむね1.65平米以上の面積を確保することが望ましいと。その他、実施にかかるガイドラインが示されたところでございます。こうした中で本市の状況であります、対象児童につきましては、現在、幼稚園児の4歳から小学校4年生までを対象として実施をさせていただいておるわけでございます。また利用児童数、また施設規模につきましては、新庄小学校と磐城小学校の学童保育所では登録人数が70人を超えている現状がございます。しかしながら、4月から11月までの利用者の数の平均につきましてご説明申し上げますと、新庄小学校では平均37名、忍海小学校では21名、新庄北小学校では32名、磐城小学校では43名、當麻小学校では21名となっておりますわけでございます。これはガイドラインの児童1人当たりおおむね1.65平米の基準において、現在の施設において見ますと、新庄小学校では施設が80平米で、基準から行きますと48人まで対応できると。忍海小学校では66平米で40人、新庄北小学校では86平米で52人、磐城小学校では100平米で60人、當麻小学校では90平米で54人が利用可能となるわけでございます。現状から見ますと、現在の施設規模でおおむね対応できているという状況もあるわけでございます。こうした状況を踏まえる中で、施設規模については一部では十分でないところがあるわけでございます。今後、放課後児童クラブガイドラインに沿いまして施設の整備、また運営面におきましてさらに充実を図ってまいりたいと、このように思うところでございます。1点目の答弁とさせていただきます。

2点目の妊婦健診の拡充についてご質問いただいております。この分につきましては、きのう朝岡議員からご質問いただいております、平成20年度の予算編成に向けまして、拡充に向けて取り組んでおりますのでご理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

ご質問の中に、特に未受診の妊婦さんの件でご指摘をいただいております。消防署から8月までの実績の中で搬送された方が7名というようにご質問をいただいております。その中で4人の方がかかりつけ医のいないという状況があったそうでございます。4人のうち、ちょっと内容を聞かせていただきますと、葛城市内の住民の方が2名、それと市外以外の方で搬送させていただいた方が2名ということで、2名の方がかかりつけ医、あるいは未受診の方であったということ、再度、私としても認識をさせていただきたいと、このように思うわけでございます。そうしたことの中で、未受診の妊婦解消に向けてという形で、県も対策を提示されておるわけでございます。その中に経済的な負担の軽減ということで、初回健診受診料の公費負担ということも県が示されております。そういった分につきましても、特に妊婦の判定のための受診料を、非課税世帯に対して補助していこうというような形で、県も検討されておるわけでございます。そうしたことが葛城市も県の方向にあわせた中で検討も図っていききたいと、このように考えております。

また、特にそうした未受診とか窓口相談、そういう相談の充実という面で、特に県にお

きましては妊婦の110番というような設置も考えられております。そうしたことを受けまして、葛城市におきましても妊婦さんの支援という立場から、今まで母子手帳の交付をする時点で、いろんな形で事情も聞きながら対応して、いろんな形で相談に乗ってきたわけなんです。平成19年度の中で、そうした窓口で本人の希望も聞き入れながら出向いていて、訪問的にいろんな相談に乗る、指導させていただくという形で、内部的に充実も図らせていただいております。そうした中で、特にかかりつけ医の問題につきましては、葛城市の中にも現実、そういう方がおられるということの実態を踏まえながら、今後、いろんな形でいろんな角度から支援と申しましょうか、充実に向けて取り組んでいきたいと、こういうことで考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

藤井本副議長 16番、高井議員。

高井議員 それぞれお答えいただきましてありがとうございます。

まず、後の方から参ります。妊婦健診の公費負担の拡充ということでお伺いをいたしました。きのうの朝岡議員の質問、また答弁等々を踏まえまして、余りしつこく言いたくはないわけですが、葛城市内においても未受診ですね。かかりつけ医がないという妊婦さんが、やはりかなりおいでになるのではないかと。県の平均2割ということですので、緊急搬送4人のうち2人が市外の方ということですが、やはりそういう未受診の妊婦さんをなくすと、母子ともに健康な出産を行っていただけるよう、この点についてはそういう認識のもとで公費負担の拡充、こういったことをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、部長からもお答えがございましたけれども、母子手帳交付後において、妊婦さんの訪問指導、こういったことをしていただくということでございましたので、これは非常に妊婦さんにとってはありがたい話かなというふうに思います。今まで助産師さん、昔は助産師さんが中心になってお産というようなことでございます。これはある助産師さんから聞いたんですけれども、助産師さんの健診というのは本当に生活のすべて、妊婦さんの生活すべてを受け入れて、本当に事細かい指導もしというようなことであったようです。その点でいえば保健師さん、葛城市の保健センターには助産師の資格を持った保健師さんがおいででございますので、そういったことでは本当にきちとした支援体制が、安心してお産ができるように、いわゆるソフト面での充実を図っていただけるということで、このことに対してやはりぜひ力を入れていただきたいし、未受診をなくすということで追跡調査的なものも含めてお願いをしたいというふうに思います。

それと学童保育についてですけれども、これまで留守家庭児童対策として実施されていたわけですし、平成9年の児童福祉法の改正によって、学童保育として初めて法制化をされたわけです。しかし、その時点で、国は子どもたちの安全で健全な育成を図る施設ということにもかかわらず、地域の実情に応じて柔軟にという方針で、最低基準さえ定めていなかったわけですね。それが今回、いわゆるガイドラインを策定されたということは、こ

れまで基準をつくらないというふうに言ってた部分からすると、非常に前進をしているというふうにも思っています。市内5カ所の学童保育の現状、ガイドラインに沿ってどうかというふうにお聞きをして、部長からお答えをいただきましたわけですが、その中で学童保育の集団の規模についてですが、おおむね40人程度までとすることが望ましい。そして1学童保育の規模については最大70人までとすると、こんなふうになってるわけですが、部長からの答えでは、登録人数は既に70人を超えてるところが新庄小学校、磐城小学校の学童保育ですね。これらは、もう既に最大規模を超えてるというふうになってるわけですね。

ところが登録人数ではなく、平均利用人数で、今お答えをいただいたわけですが、この平均利用人数というのは、私は非常に現実に新庄小学校の学童保育見てみましたところでは、私ね、これ、新庄では平均利用が37人だということなんです。ところが、この平均利用というのは、前にも言いましたが、土曜日に来てる子も含めて開所日を含めての平均人数なんです。ですから、ふだんはもっと来てはるんですよ。その辺を、私はやっぱり正確に見てほしいと思いますし、やはり学童保育のガイドラインに沿えば、登録人数で当然こういったものを見ていくというのが必要であろうというふうに思いますので、この点でいえば適正規模の学童保育への分離分割ということについても考えていかなきゃならないと。71人以上の学童への補助金は3年後には廃止をするというふうに、これ、国が言ってるわけですよ。そういったことも含めて、分離分割ということを実際に新たな、特に新庄小学校区の学童保育については、新たな場所での学童保育を求めるというような必然性にも迫られてるわけですから、そういった中で大規模になれば、本当にけがせえへん程度に見といたらええやという遊びの場というふうな学童保育の位置づけになってるんですよ。でも、学童保育というのは生活の場であり、遊びの場なんです。遊びの場であつたらけがせえへんようにその程度でいいよということになるわけですが、子どもたちは生活の場なんです、あそこね。夏休みの休業中であれ、学校からただいまと帰って、安心できて、ゆっくりできる場所じゃなかったらあかんという面があるわけで、その意味において、また指導員の目が行き届く範囲がどの程度なのかということも含めて、国は分離分割ということを出してるわけですから、そういったことを十分踏まえていただきたいと。

現在行われております教室の面積の狭さということでは、これも登録人数でなく利用人数で割られておりますので、どれも厳しい新庄小学校の分があつたとしてもおおむねいけてるというふうに言われておりますけれども、私はそうではないということを改めて申し上げて、この辺についての分離分割も含めて、どのように考えていただいているのかですね。

それと、やはり学校施設を利用した学童保育の、特に新庄小学校の場合、限界があるというふうに思います。もう既に、私自身の気持ちとすれば、中道・諸鍛線、道路が通るからそのけそのけとばかりに教育施設、学校施設であつたり、給食センターもそうですけれども、どけなあかんということが最前提になってると思うわけですが、特に新庄小学校の場合は子どもの児童数の増加傾向、近隣でも150戸のマンションが建ち

ましたですしね。やはりふえるわけですね。ふえる中で、あの新庄小学校というのは周り、もう押していくところがないわけで、非常に狭い校庭で、やはり教室もいっぱいいっぱいというところですので、やっぱりそういったことに対しての、私は道路建設先ありきではなく、きょうは学童保育のことであれなんですけれども、やはり学童保育もそのことによってどかなあかんというような現実も言われてるわけですね。その点で、道路建設そのものについても法線の見直しであるとか、そういったことも含めて、私は再検討してほしいなというふうに思いますし、今の新庄小学校の矮小化といいますか、そういうことの現実を見れば、学童保育のことも含めて、こちら辺の再検討も含め、この点についてのお考えもお伺いをしときたいなというふうに思います。

それと、後期高齢者の問題であります。

後期高齢者医療広域連合議会での審議経過、結果についてもお答えをいただきました。葬祭費の支給でありますとか、保健事業を市町村に委託をして行うこと、あるいは保険料率の設定、徴収、猶予や減免について、こういったものが議決をされたものですが、特に保険料では均等割額が3万9,900円、所得割率が7.5%の賦課ということでありました。これによりまして厚生年金の平均的な受給額208万円の人は年額8万1,100円の保険料になり、奈良県の1人当たりの平均保険料は年額8万3,400円、月額にすると6,950円になるというようなことであります。これは当初の厚生労働省の試算を1万円も上回るものです。本当に高い保険料であることに改めて高齢者に重い負担を強いることの、この制度の問題点、浮き彫りになってるんじゃないかというふうに思います。

保険料の算定は所得額であったり、家族構成であったり、年齢構成などによって違います。複雑なものになるものですが、国保税との比較とともに少し具体的な事例で、私、計算をしてみました。例えば、高齢者1人世帯で79万円の基礎年金受給者の場合、7割軽減がかかって、年間1万1,900円、月額にすると990円の保険料になります。国民健康保険での税額ですね。この方が国民健康保険の1人世帯で入っておられたとしたら、年間1万5,300円の保険料ですから、この方については私は引き下げになるんだというふうに思っております。しかし、二人とも79万円の基礎年金受給者世帯では7割軽減がかかって、年間、世帯の合計保険料は2万3,800円になります。国保税であれば2万2,800円ですから、この世帯は負担がふえることになるわけです。

もう1例、夫が208万円、平均的な厚生年金の受給額ですね。妻が基礎年金受給の世帯の場合ですと、2割軽減がかかります。2割軽減がかかっても、年間世帯合計保険料は10万5,000円であります。国保税であれば9万4,900円ですから、この事例についても負担増になるわけです。このように高齢者で国保から後期高齢医療に変わる人でも、負担軽減措置がかかっている世帯ですら負担がふえる人が非常に多く出てまいります。しかも、現実には基礎年金の79万円、月額にしますと6万5,800円を受給している人がどれだけいるのでしょうか。40年間年金をかけ通して、65歳まで年金を待てる人は現実には大変少ないわけがあります。国民年金受給者の平均の受給額が4万6,000円であることから明らかであります。この制度は無年金でも収入ゼロの人でも、最低月990円の保険料が要ることになり

ます。どうして払えというのか、大変な負担になるというふうに思います。まして、これまで子どもさんの扶養家族で、保険料負担がなかった高齢者に、たとえ2年間の激変緩和措置が設けられましたにせよ、全国200万人の人たちが新たな負担を背負うこととなります。医療費の1割負担とともに、高齢者の暮らしをより苦境に追いやるものだと思います。しかも、この保険料は2年ごとに改定をされます。医療給付費の増加や高齢者人口の増加に応じては自動的に引き上げられることになっていますから、将来の保険料の引き上げは介護保険の例でも明らかですけれども、必要だというふうに思います。

また、広域連合議会での条例では触れられていませんけれども、過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容も差別や制限がされようとしているわけであります。新制度では、後期高齢者と74歳以下の人は別建ての診療報酬になります。後期高齢者の診療報酬を定額制の包括払いとしまして、保険が使える医療に上限をつけてしまう、こういうことであります。そうなれば、後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となり、必然的に医療内容を制限せざるを得ないというふうになるわけであります。さらに、終末期の高齢者に在宅死を選択させて退院させた場合には、病院への診療報酬を加算すると。一層の病院追い出しを進める、こういったことも本当に非人間的なことも検討をされているわけであります。政府は、このような診療報酬体系をつくって、75歳以上の高齢者への保険医療は制限をする、医療費の制限を図ろうとするもので、このような本当に制限と差別医療は到底、後期高齢者を大切にしたい保険制度ではないというふうに断言できると思います。後期高齢者医療制度が高齢者の暮らしを守っていくことや、医療を保障していく上において有効な制度であるとお考えでしょうか。広域連合議会での審議を通じて、どのようにお感じになっているのでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度の導入や医療法の改定に伴います国保事業会計への影響などについてであります。国保会計として従来からの医療分と介護保険分、さらには今回の後期高齢者医療への支援金分として、3本立ての国保としての徴収形態となるというふうにおっしゃっておりました。75歳以上の人の国保から後期高齢保険への移行の影響額や、特定健診と、その保健指導などが国保保険者に義務づけられることによる費用の増加、国保会計そのものがより厳しく、より複雑にされ、その結果として国が財政支出の削減を進める、住民と自治体への負担を強いるものになっております。特に、特定健診とペナルティーの導入は大変大きな問題だと思います。本来、国民の保健健診の目的というのは健康保持であり、病気の早期発見、早期治療をするということが大きな目的であったはずで、健診の徹底や病気予防、改善のための指導をすることは当然、本当に必要なことだと思いますけれども、その受診率や改善率をもってペナルティーを課すなど、保健健診事業のあり方として本末転倒と言わなければならないと思います。担当部長から国保事業会計として新制度が導入されるもとで必要な税率改正を行うことになるが、新たな負担は求めることはしない方向で検討を続けているということですが、今、高齢者はもとより、貧困層の増加、たび重なる庶民増税、こういった暮らしの厳しさ、そして将来不安は本当に高まっているばかりであります。後期高齢者医療制度の実施に対して、特に深刻な事態

にある低所得者への支援策を初め、国保事業や保健事業などに対して、自治体としての支援策を行うことについて、この点についても改めて市長のお考えをお伺いいたします。

以上です。その点について、改めてお伺いをいたします。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 高井議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、学童保育にかかわりましてのことでございます。

先ほどガイドラインの状況、あるいはまたそれを踏まえて、本市の実情をご説明を申し上げたわけでございます。ガイドラインで示されました、1年生から3年生までというふうな対象者のこともあったわけでございますけれども、先ほどの答弁でもございましたように、本市は幼稚園から4年生までというふうなことも実施をいたしておりますし、そうした中で、おっしゃっていただいておりますように新庄の、特に小学校に設置をされております学童保育のことをご心配をいただいているところでございますけれども、ご意見の中にもございましたように道路は道路としての考え方であるわけでございまして、今、先ほどから議論をいただいておりますように、学童保育のかかわり方というのは今示されましたガイドラインを基本にしながら、さらに発展をさせていかなければならないというふうに考えるわけでございます。そうした意味も含めまして、慎重に安心して子どもさんを預けられる事業として定着をするように努力をしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、後期高齢者にかかわりましてのご質問をいただいたわけでございます。

先日の議会での内容等については、部長が申し上げたとおりであるわけでございまして、後期高齢者の制度の問題点と、いろいろと提起をいただいているところでございまして、昨日もそういうことを受けまして本会議が意見書の議決をいただいて、連合へ提案をいただくと、こういうふうなこともなっているところでございます。いずれにいたしましても、この保険事業といいますのが日本が世界に誇る医療保険制度というふうなことでございまして、これを末永く継続的に維持をしていくためにも、この後期高齢者制度も一つの考え方であるというふうなことでスタートを切ったところでございます。そうした中におきまして、先ほどから申しておりますように、広域連合におきましてもいろいろな議員の皆さん方のご意見、あるいはまた県民の皆さん方のいろんな意見も集約をしながら、今後、詳細な部分等につきましてはさらに検討を重ねながら、できる限り立派な制度運営ができるように努力をしていきたいというふうに考える次第でございます。

また、葛城市におきます国保会計の影響のことでございます。

先ほど、これも部長から答弁をいたしましたように、基本的には住民の皆さん方に、このことによって新たな負担をおかけをしないという考え方で進んでまいりたいというふうに思うわけでございます。また、あの議会でも議論になっておりました、今も高井議員からもご質問いただいておりますように、いわゆる健診事業につきまして、特定健診の話も出ておるわけでございます。本市におきましては、今までの基本健診の質を低下させないというふうなことで、医師会との調整も話し合いも、現在させていただいているところでございまして、おおむね医師会もそうした方向でのご理解をいただいているというふうに思

っている次第でございますので、いろいろなご提案もいただいたわけでございますが、来年度からこの医療制度が始まるわけでございます。しばらくはその状況を見守りながら、今後の検討すべき問題も出てこようと思うわけでございますが、議員の皆様方にも関心を持っていただきまして、いろんなご意見等をお寄せいただきまして、みんなで、先ほど申しましたように、この制度がいわゆる住民の医療制度の適正な制度につながりますように努力をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

藤井本副議長 16番、高井議員。

高井議員 市長からもお答えいただきましてありがとうございます。安心して子どもを生み育てられるまちとしての、妊婦健診の公費負担の問題、学童保育の問題についてもやはり早急な拡充をお願いしたいというふうに思います。

それと、後期高齢者の医療制度の問題での市長からのご答弁がございました。国の医療法のもとで医療法の改悪を受けまして、奈良県の広域連合で保険料率が決定をされます。そして、法で決められているからとして、やはり滞納者への制裁処分となるような資格証の発行などが当然のこのように決められたわけですね。それを受けて、市の窓口では保険料の徴収であり、催促であり、滞納処分を行うことになるわけですね。現実に自治体の窓口の職員からは、収入のない人に、この保険料の説明でけへんとか、80、90の人から保険証を取り上げることなんかでけへんというのが窓口の声であります。国が決めた医療の改悪を現場で実行する、住民から真っ先に非難を受けることになるのが私たちの自治体の窓口であります。このように自治体が非常に苦慮される中で、今後も広域連合議会において保険料の申請減免制度や資格証の発行などにおいて、高齢者の生活実態に応じた弾力的な運用ができるよう、また医療費の負担の軽減策ですね。昨日の意見書の採択を踏まえまして、ぜひ広域連合にも提案を行っていただくよう、強くお願いをするところであります。

また、国保事業に対して新たな住民負担はかけないと、また保健事業に対しても従来の基本健診の質の低下をさせない、こういう基本方針で臨んでいくという市長の明確なお答えをいただきました。国の法改悪によって、国保事業会計が厳しくなるという見込みの中で、こういったことにかかわる費用負担というのは当然国に求めるものであります。住民転嫁など、到底あってはならないものであります。これも市長がお述べいただきました基本的な姿勢を堅持していただいて、進んでいただきますようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

藤井本副議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午後 2時00分

藤井本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、平成20年度、新年度の予算編成についてであります。

まず、平成20年度の予算編成に当たって、市長及び財政当局がお示しになった予算編成方針についてお伺いいたします。

予算編成方針は地方自治体の住民の福祉の増進を図るという責務を果たすことを大前提に、合併前に策定をした新市建設計画や平成18年度に策定された総合計画等の中長期計画に基づいて、「悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快都市葛城」「住み続けたいまち、住んでみたいまち葛城」の実現を目指し具体化するために、予算編成に際して市長の姿勢や基本方針、さらに葛城市と市民を取り巻く社会経済情勢や葛城市の財政状況などを明らかにし、組織全体に徹底させ、予算全体が全庁的な立場で、総合的、統一的に策定されるもので、意義あるものだと考えます。平成20年度の予算編成に当たって、市長並びに財政当局がお示しになった予算編成方針についてお伺いをいたします。

次に、平成19年度の決算見込み並びに本市の財政指標などから見た財政状況についてお伺いをいたします。

次に、平成20年度の財政見通しについて、さらに懸案になっています合併前に策定した新市財政計画にかわる新しい財政計画の策定はどうなっているのか、説明を求めるものがあります。

次に、総合計画や新市建設計画の実現を目指す、平成20年度の重点施策への取り組み並びに新規事業の具体化について説明を求めるものであります。

以上であります。

再質問については自席から行わせていただきます。

藤井本副議長 大武総務部長。

大武総務部長 ただいま白石議員からのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

まず、1点目のご質問でございます。平成20年度の予算編成方針ということでございますけれども、これにつきましては、去る10月22日に部課長を対象にいたしまして予算編成方針の説明会を開いております。その中で、予算編成方針の周知をさせていただいたということでございます。その内容につきましては、次のとおりでございます。

国の景気回復については、回復の兆しが見られるものの、長引く原油、原材料価格の高騰や為替動向など、国内外の懸念材料は景気を押し下げる要因となるため、引き続き注意が必要とされており、また地方の景気は依然として地域の回復動向にばらつきがあり、特に中小企業の状況は厳しいものが依然とある状況で、本市においても景気回復の実感というものはいまだ感じられず、その先行きは不安定な状況にあるわけでございます。このように現下の地方景気が極めて厳しい状況にある中、平成20年度の地方財政の課題としては新たな地方分権改革の推進が掲げられ、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007及び地方分権改革推進法に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進

するとともに、昨年の基本方針2006で示されました歳入歳出一体改革を確実に実現するため、国、地方を含め、引き続き歳出全般にわたり、徹底した見直しを行うとされております。あわせて、国と地方の税収比1対1を目指しまして、地方税を充実、また法人2税を中心に税源が偏在するなど、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえまして、地方間の税源の偏在を是正する方策等についても検討され、その格差の縮小を目指すこととされてるわけでございます。本年5月、地方分権改革推進委員会におきましては、今後の地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方が明らかにされ、そこでは地方の活力なくして国の活力はないと。住民に最も身近な基礎的自治体が住民ニーズや地域の特性を踏まえて、さまざまな行政分野で独立性・独創性のある施策を展開し、自立した強い地方を創出することで、地方が主役の国づくりに取り組んでいく必要が述べられております。

このような中であって、本市におきましては、昨年度策定いたしましたまちづくりの根幹となります総合計画に掲げる具体的な方策に沿って、独立性・独創性のある合併した新しい自治体としての行財政構造へ転換できるように、引き続き行財政構造の抜本的な改革に全力を挙げて取り組んでいく必要があるわけでございます。本市の財政状況を見通した場合、国庫補助負担金の改革、税源移譲、交付税の改革といった、いわゆる三位一体の改革が進められておりますけれども、歳入に占める経常一般財源は減額が見込まれるとともに、歳出においては医療費等を初めとする扶助費、各特別会計への繰り出し金、新市建設計画事業に伴う普通建設事業費等の増額が見込まれるなど、深刻な財源不足が予測されるところでございまして、平成20年度の予算編成に当たりましては、このような財政環境を踏まえ、行政改革大綱に基づき策定されました集中改革プランに基づき、積極的に行政改革を進めながら、限られた財源を有効に使っていく予算の編成が必要でございまして、従前にも増して歳出全体の徹底した洗い出しを行い、経常的な経費につきましては前年度当初予算の一般税源ベース、いわゆるマイナス5%をめどに削減を図る一方、制度、施策の抜本的な見直し、あるいは各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施するなど、さらなる創意と工夫を凝らしまして限られた財源の重点的かつ効果的な活用を努めることを予算の編成方針といたしております。そういった中で、だれもが住み続けたいまち、住んでみたいまち葛城市の実現に向けまして、平成20年度も全力を尽くして取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

次に、2点目のご質問でございますけれども、平成19年度の決算見込みと財政状況ということでございます。

本年度予算の執行状況につきましては、まだ現時点では8カ月を過ぎたという状態でございます。既に完了した事業等もあるわけでございますけれども、医療費を初めとする扶助費関係、または普通建設事業を初めとするハード事業関係につきましては、事業費全体がまだ流動的な面がございます。こういった関係で、この時期において全体の決算状況見込み額の把握というものはかなりしづらいというのが現状でございます。また、これらにかかる財政指標の予測ということについても現状がございますので、そういった点を、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

3点目の平成20年度の財政見通しと新財政計画というご質問でございます。

現在、20年度予算編成に当たって査定を進めておるところでございます。主要な施策、重点事業の充実、また新規事業につきましては1月早々からの副市長査定、あるいは市長査定等を経て煮詰まってくるわけでございます。現時点では、まだこれらの事業規模等のはっきりつかんでおりませんので、この場で財政見通し等を申し上げることはできないということでございます。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新財政計画ということでございますけども、これにつきましては昨年の12月議会で白石議員からのご質問をいただいており、それについて市長からも答弁を申し上げております。後期高齢者医療制度の内容、またその予算の見通し、地方交付税の改革の見通し等も十分考慮した中で中期的な財政計画というのを策定いたしたいというふうを考えております。現在、新市建設計画の見直し、ちょうど10年の計画の中の半分に、中途を迎えてきたわけでございますけども、こういった時点で見直しを前提としまして検討を今、加えております。そういった中で、その検討が終わりましたら、この財政計画というのともあわせてお示しを申し上げたいというふうを考えおります。

次に、4点目でございますけども、平成20年度の重点施策の取り組み及び新規事業等というご質問でございます。

平成20年度としましては大きく一般会計を初め、他会計へ影響を及ぼすもの、これにつきましては後期高齢者医療制度ということでございます。この医療制度の設置に伴いまして、老人保険特別会計、国民健康保険特別会計、一般会計等へ影響が出てくるということでございますけども、まだこういった額というのがはっきりと決まっておらないということでございます。新規事業につきましては、3点目でご答弁をさせていただきましたように、まだ年明けの市長査定等を経まして煮詰まらせていただくという、こういう状態でございます。これから、これらを取り巻く国の流れ、また、各種事業における制度改正の方向、地方財政計画等の情報も入ってきた中で、葛城市の方向性を決めていくと、こういった意思形成過程のさなかでございますので、この辺をご理解をいただきましてよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

藤井本副議長 17番、白石議員。

白石議員 総務部長からご答弁をいただきました。

まず、予算編成方針について再質問をしてみたいと、このように思ひます。

答弁では10月22日に全部課長を対象に、平成20年度の予算編成方針説明会を行ったとのことであります。この予算方針説明会において、国と地方の景気の動向や、国の行財政運営や地方財政の全般的な動向、葛城市の財政状況等については部長の答弁に詳しく触れられておりますが、肝心の市民・国民の置かれている暮らしの実態は全く取り上げられていないと言えるのではないのでしょうか。

では、今、市民・国民の暮らしの実態はどうなっているのでしょうか。6年間にわたる小泉構造改革のもとで、医療や介護などの社会保障制度の大改悪や定率減税の全廃、老年者

控除の廃止や公的年金控除の縮減等によって、市民に大きな負担が押しつけられております。さらには正規社員を減らし、パートやアルバイト、派遣社員等の非正規の雇用をふやす労働法制の改悪によって、今、年収200万円以下の人たちが1,000万人を突破しています。幾ら働いても生活保護基準を下回る生活しかできない多くの若者たち、母子家庭、高齢者ら、ワーキングプアが今深刻な社会問題になっています。国民・市民の暮らしは激変をしていると言えるのではないのでしょうか。まさに健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条がじゅうりんされているのであります。住民福祉の増進を図ることが責務であります地方自治体が、この市民の苦難を取り除くために、その役割を発揮しなければなりません。予算編成方針の策定の中で市民の暮らしの実態を議論され、どのような対策・施策について検討をされたのか、改めてお伺いをしたいと思います。

さらに市長にお伺いをしてみたいと思います。

さきに述べたように、市民の苦難を取り除くためには地方自治体の本来の役割であります住民の福祉の増進を図ること、市民の暮らしや健康、安全を支える仕事を市政の中心に据える必要があるのではないのでしょうか。そのためには、これまでの予算の使い方を抜本的に変えなければなりません。建設事業等のハード事業中心、基盤整備中心から、医療や福祉、教育の充実、地域産業の振興、住民負担の軽減など、ソフト事業中心の市政に基本方針を転換することが求められていると思いますが、この点についていかがお考えでしょうか。答弁を求めるものであります。

また、予算編成方針は一般的、当然な内容として、葛城市の財政状況、新年度の歳入を初めとした財政見通しは財政運営の基本的な態度、新年度における政策の基本方針や重点施策の取り組みの方針をしっかりと示すべきではないのでしょうか。この点も市長の答弁を求めるものであります。

次に、平成19年度の決算見込みと本市の財政状況についてであります。

部長の答弁では平成19年度の決算見込みと財政状況については、医療費を初めとした扶助費関係や普通建設事業を初めとするハード事業の事業費全体が流動的な関係上、決算見込みも本市の財政状況も把握しづらい、予測できない、こういうことであります。私は予算編成方針の提案に当たっては、今日の社会経済情勢、あるいは国の行財政運営や地方財政の全般的な動向、葛城市の財政状況を明らかにすることは当然のことであると考えます。このような答弁を受け入れざるを得ないとするならば、議会として、議員として、当初予算の積算根拠を初めとしたその中身や補正予算の提案についても、単一予算主義の原則の立場からして疑義を申し上げなければなりません。我々は本定例会においても、まちづくり交付金事業における3億円に及ぶ増額補正、農村総合整備事業の大幅な組みかえ等の補正について、予算編成後のやむを得ない理由があるものとして認めてまいりました。

しかし、このことをもって建設事業を初めとするハード事業の事業費全体が流動的な面があって、決算見込みも把握できない、財政状況も予測できないということであるならば、納得しがたい話になるわけであります。市長、この点はどのようにお考えか、お伺いをしておきたい、このように思います。

次に、平成20年度の財政見通し並びに新しい財政計画の策定についてでございます。答弁では主要な施策、重点事業の充実と新規事業については副市長、市長査定を経て煮詰まってくるわけで、現時点ではこれらの事業規模ははっきりしていないということで、財政見通しを示すことができないという答弁であります。これは議会として予算や決算の審議をいたしますけれども、決算で平成18年度の事務事業についていろいろその中身を精査し、議論をし、事務事業の改善、新たな事業への前進という点で議論をする機会があります。しかし、このことは当然予算編成にも影響を及ぼすものとして議論をしているわけでありましても、新たな予算編成方針について議論する場が、結局この一般質問でしかないわけでありまします。ところが、その一般質問の中で、副市長や市長が重点事業や、あるいは新規事業については、1月からの理事者査定の中でしか決まってくないということであるならば、我々は重点施策や、あるいは新規事業については、その議論に加わることはできない、結果としてそういうことになる。当然、その中で予算編成されたものは、これは長の権限として3月の定例議会に提案されるわけでありましても、これはもう当然、市長の専権事項でありますから当然であります。

しかし、その提案された予算案については、議会の権限として増額修正ができるという、そういう権限しか与えられていません。しかも、その増額修正も、市長の予算の基本を変えることはできない、そういう縛りが地方自治法によってかけられています。とするならば、重点施策や新規事業などの基本的な内容について、予算編成修正は議会としては手が及ばない、こういうことになるわけです。でありますから、私はこの12月議会において、明確な予算編成方針を出していただく。それは財政見通しを初めとして、重点施策についての取り組み、あるいは新規事業への取り組みについて説明をしていただき議論をする、ここでしかないわけですね。しかし部長の答弁では、残念ながらそれらの事項については1月の理事者査定の中でしか明らかにならない、こういうことであります。この点、議会の役割からして非常に問題があるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

私は、その10月22日の部課長を集めた説明会において、予算編成方針の中で、説明の中で、今申しました財政の見通し、そして重点事業や新規事業について、市長のちゃんとした姿勢を示す基本方針を示す、そういうことをすべきではないかというふうに思うわけでありましても、その点についてもお伺いをしておきたいと思います。

次に、新しい財政計画の策定についてであります。

この間の議論の中で部長が答弁されたように、後期高齢者医療制度の内容、予算の見通し、また地方交付税の改革の見通し等を十分考慮した中で、中期的な財政計画を策定したい、このように申されました。これは当然のことだと私は思います。

それでは、この中期的な財政見通し、財政計画ですね。新年度、平成20年度中には財政計画が策定できると考えてよろしいのでしょうか。この点、お伺いしておきたいというふうに思います。ご承知のように合併後の地方財政、葛城市もその中にありますけれども、財政環境は激変をしています。新市の財政計画と今日の葛城市の財政状況の乖離は大変大きなものになっています。ご承知のように、地方交付税は三位一体の改革によって大幅に

削減がされてきている。臨時財政対策債を入れても5億円から8億円もの減額になっている。新市財政計画では、これはほとんど変わらない水準で推移をしている、そういう状況にあります。当然のこととして、私は財政計画を早く議会に示していただきたい、このように思います。財政計画は単年度主義予算の弊害を克服し、財政運営の羅針盤として、その役割を果たすものと考えています。当然、経済情勢の変化によって、これは影響を受けることは理解できるわけでありますから、この財政計画をもって間違っていたのではないかと、そういうことではなく、一つの羅針盤として、やはりきちっとつくっていくべきではないのかというふうに思います。

次に、総合計画や新市建設計画の実現を目指す重点施策の取り組み、新規事業の具体化についてお伺いをしたいと思います。

先ほど来、予算編成方針の中で申しましたが、今、市民の暮らしの実態は大変な状況です。申しましたとおりであります。これは内閣府の調査でありますけれども、日常生活で悩みや不安を感じたと答えた人が69.5%と、過去最高になっている。これは9月9日の朝日新聞で報道をされています。また厚生労働省の調査では、生活が苦しい、こういう方が56.3%、これもこれまでの最悪の数字になってきています。日銀の調査でも、生活にゆとりがない、こういう人が46%にもふえ、前回調査と比べ1.3%ふえている。あらゆる指標を見ても大変な状況になっています。こんな中で市民の暮らしを支えて、若者たちが雇用を確保できて、そして母子家庭の人たちがしっかりと生活できる、お年寄りが安心して老後が過ごせる、こういうまちづくり、このことにこそ重点施策にシフトをして、新規事業も含めてやっぱりやっていく必要があるのではないかと、このように思うわけであります。住み続けたいまち、住んでみたいまち葛城市、まさに私はこのようなまちにしていきたい。そして、若者たちが葛城市にどんどんふえて、出生率も上がってくる、こういうまちづくりをしていきたい。そういう意味で、私は長野県下條村の取り組みを紹介したいと、このように思います。

下條村は長野県の南部にある、伊那郡にある小さな村でありますけれども、中学校卒業までの医療費の無料化、率先をしてやっております。若者向けの公営住宅の提供、家賃が、間取りやその建て方にもよりましようけども3万5,000円から提供をしている。こんな中で若者がふえ、結婚する人がふえ、特殊出生率は日本一になっている。そして、人口がふえている。このような成果を上げています。私も葛城市がこのようなまちであってほしい、このように思います。この間、私は毎月の住民基本台帳の人口動向について注目をしてまいりました。3万5,900台ですね。そこを本当に推移してるんです。こういう施策を打ち出すことによって、本当に若者たちが安心して暮らせる、そういうまちづくりをすることができるのではないか、このようなことが重点施策として新規事業として採用されるべきではないでしょうか。

また、地域経済を支えている中小商工業者を支援をする。その点も大事だと思います。今ある中小企業資金融資制度、保証人の条件を緩和しただけで早速2億円の枠がいっぱいになって、もうその制度の恩恵を受けられない、こういう状況になっている。これは本当

に、今、中小商工業者が待ち望んでいることだったわけで、施策として大いに評価できるものだと思います。そういう意味で、梓をやっぱりふやしていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、何よりも国保や介護保険、そして来年4月からスタートをする後期高齢者医療制度の保険料や利用料、そしてその減免制度の充実、このことが本当に求められています。とりわけ申請減免の改善をすること、このことが大切ではないでしょうか。国保税で見れば、夫婦二人で国民年金40年間、1カ月も欠かさずかけて、夫婦で13万2,000円。多分、この方でしたら所得割はかからないでしょう。そして均等割、平等割についても7割軽減になるのではないかな、これは想定ですが。7割軽減であったとしても、やはり3万円程度の負担がかかってくるわけですね。介護保険しかりなんですね。本当にこういうつましい、厳しい生活をしている人たちにこそ政治の光を当てていく、こういうことが我々の仕事ではないのか。市民の負担軽減のための施策を今こそ打ち出すべきではないのかというふうに思います。そういう意味で、私は現状の行財政の運営では到底このようなことはできないというふうに考えます。それは普通建設事業、これから新市の建設計画をまさに具体化していく、こういう状況になれば、新市の建設事業だけで10年間に均等割しただけでも、やはり17億円前後ぐらい毎年要するということになる。その上に既存の事業を入れていきますと20億円をくだらない普通建設事業がかかってまいります。この点、先ほども申しましたが、どのような予算の使い方をするかということをぜひ市長に考えていただきたい、このように思います。

それから、学校教育の充実の問題も、これは重点施策として、私はしっかりと取り上げていただきたい。今、義務教育における子どもたちの学力の低下が社会問題になっている。また、高校においてもOECDの国際的な学力調査においても、日本の学力は低下の一途をたどっている、こういうような報告がなされています。今こそ、子どもたちの基礎的な学力をしっかりと身につけていく。教師が子どもたちのつまずきや子どもたちの変化にきちっと対応できるような学級編制が当然必要だと思います。30人学級の実現は、これは先進国では当たり前の話であります。これまでの議論の中で、教育委員会は限られた条件の中で一生懸命子どもたちの教育条件をよくするために奈良県と交渉をして、少人数学級、少人数指導に力を入れていただいているということは歓迎したいと思いますが、さらにこのことに留意をして予算編成をしていただきたいというふうに思います。

以上、答弁を求めるものであります。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 白石議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけども、予算編成方針の中でのお話でございまして、ご意見をいただきましたように建設事業を主体というふうなことじゃなしに、これからは方向転換すべきではないかと、ソフト事業にもシフトを変えるべきではないかと、こういうご意見であったかと思うわけでございます。いろいろご意見を承ったわけでございまして、私は新年度の予算編成に当たりまして、今まで議会でいろいろと議論をいただいたこと、あ

るいはまた日常的に住民の皆さんから意見をいただいたこと、そうしたことを具体的に予算に反映すべきことは反映をしていこうと、こういうふうな考え方であるわけでございます。

したがって、新しく重点施策として、先ほどもいろんな意見の中で、福祉の増進の問題であるとか教育の向上の問題であるとか、そういう意見もいただいているところでございます。その中で、例えば30人学級を目指すというふうなことについても、きょうまでいろんな議論をしていただきましたし、また教育委員会としての考え方も、今までから述べていただきました。そういうことを土台にしながら、より発展できるような、そういうふうな考え方であるわけでございます。

したがって、部長の答弁で市長査定、あるいは副市長査定が終わらないと方針が決まらなないと、そういうふうな受けとめ方を今していただいたように思うわけでございますけれども、決してそうではないわけでございまして、今までからの議論を踏まえながら、新規の事業というのはどういうものをするんだというふうなこともあるわけでございますので、基本的には今の国や県が実施をしているいろんな制度、そういうものも大事にしなければいけないと思いますし、そのことによって、補助金として求めるものは求めていかなければならないと、そういうふうな考え方にあるわけでございますので、改めてこういう新しいものというふうなこと、今の財政状況を踏まえますとなかなか踏み込めない部分もあるわけでございます。今議会でも一般質問や、あるいはまた委員会等でいろいろとご意見をいただいております。そういうことにつきましても答弁をいたしましたこともございますし、検討事項というふうなことになったこともあるわけでございますけれども、そういうことも踏まえながら、できるだけきょうまで議論をいただいたことを基本にしながら平成20年度の予算編成をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

そういうことから行きますと、先ほどおっしゃいますように議会としての責任がなかなか果たせないというふうな。ということは、具体的に平成20年度の考え方というのを12月のこの議会の期間中に示せないというふうなことから、そういうご心配をいただいているところでございますけれども、今まで申し上げましたように福祉の増進を目指すというのは、これは基本的なことでございますので、改めてというふうなことやなしに、そういうことを踏まえながら、先ほど来申しておりますような、あるいはまたきょうまで懸案事項になっておりますような、そういうことの事業を具体的に進めていくための予算でありたいと、こういうふうに思っている次第でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

その中で、先ほど申しましたように、福祉の増進中心に建設的な事業の方向からソフト事業にというふうなことも、全くそういうふうなことに変換できるわけにはいかないというのは現状であるわけでございます。と申しますのは、やっぱり先ほど来、お話をいただいておりますように新市の建設計画にも本市の場合は合併いたしまして、それに向かって10年、あるいはまた20年を目指したまちづくりをしていこうと、こういうふうなことでございまして、そうしたことも着実に実行できるように配慮をしていかなきゃならないと、こういうこともございまして、お願いをしたいと思います。

それから、財政状況でございます。

この間、新聞紙上で平成18年度のいろんな財政指標が公表されております。平成19年度の見込みも、今お尋ねをいただいたわけでございますけれども、基本的には平成18年度で公表されました、それが急激に変わるというふうなことではないというふうに、私は思っておるわけございまして、平成18年度で現在、例えば先日来、財政力指数とか、あるいはまた公債費、きょうは起債額の現在高に対する住民1人当たりというふうな記事もございましたし、二、三日前には経常収支比率の公表もされてまいりました。あそこでも示されておりますように、例えば葛城市の場合には平成18年度92%余りと、これが県下的にはいい方だと、こういうふうなことも報道されておりましたけれども、私は経常収支比率が92%が決まっているというふうなことは思っておらないわけございまして、しかしながら92%がいい方だというふうなことを言われるということは、いわゆる県下全体的に大変窮屈な状況になってきているというふうなことでの受けとめ方をしているわけございまして、そういう指標を見ましても、さらに努力をしなければならないというふうに思っておるところでございますけれども、今申しますように、平成18年度の決算を踏まえての指標は、皆さん方にも決算審査をいただくときにお示しをいたしましたとおりでございます。そういうことを参考に、平成19年度のことをそれぞれ想定をしていただきたいと思うわけでございますけれども、大きな期待をかけていただくというふうな状況では、今はないと。ですから、平成18年度と余り状況が変わらないんじゃないかなと、こういう思いを私自身はしているわけでございますけれども、少しでも将来に展望が持てる財政状況でありたいと、こういうことは願っておりますので、そういうことにさらに努力をしていきたいというふうに思う次第でございます。

また、新しい財政計画の見通しのことについてもいただきました。昨年もそういうことをいただいて、そのときに、平成20年度中にはそういう方向をきちっと出させていただきたいということを申し上げてまいったわけでございます。今もそういうことで、いろんな指標を勘案しながら財政状況の見通しを立てる作業を進めているところでございますので、念を押されましたので、間違いなしに平成20年度にできるようにさらに努力をしていきたいと、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

きのう、きょうの国のいろんな状況から見ましたら、言うたことと現状になってきたことの乖離がある、そのことで国でもいろいろな批判もあり、いろんな意見も出ているようございましてけれども、確実にできるように努力をしていくと、こういうふうに受けとめをいただきたいというふうに思います。

それから、いろんな重点的な取り組み、施策の取り組みの中で、具体的にいろんな意見をいただきました。例えば中小企業に対する支援の問題であるとか、あるいは保険や介護、後期高齢者に対する減免の問題であるとか、あるいは厳しい生活をしている方々に対する施策、どのような施策を講じたらいいとか、あるいはまた学校教育のこともいただきました。そういうことも先ほど申しましたように、今までの議論を踏まえながら、また葛城市として特徴のあるものが見出せるように、そういう視点に立ってよく考えながら、平成

20年度の編成に当たりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

答弁漏れがあるかもわかりませんが、要点筆記をさせていただきました中での答弁としたいと思います。

以上です。

藤井本副議長 17番、白石議員。

白石議員 市長から詳細にわたってご答弁をいただきました。

予算編成方針の内容については、客観的な条件としては実際に議会において、本12月定例議会において議論をする場はないということでありますけれども、市長は常々の委員会や議会での議論を、この予算編成に反映をしていく、こういう立場で答弁をされました。決算委員会や常任委員会、それぞれの定例議会での一般質問等々、議論されたことが具体的に平成20年度の予算に重点施策として、あるいは新規事業として取り組まれることを強く要望をしまいたいと思います。

私がこの場で、これからの葛城市が進むべき方向は、やはりこれまでの基盤整備中心、ハード事業中心の事業から、まさに住民の福祉の向上を図るという地方自治体のその役割を果たすために、ソフト中心、暮らしや福祉や医療や教育を充実し、支えていく、そういう方向に転換をしていただきたい。そのためには今日のような財政状況の中では、普通建設事業を初めとした新市の建設計画、既存の計画そのものも抜本的な見直しが必要になるのではないかと、このように思います。平成20年度には新しい財政計画が策定されると市長が明言をしたわけでありますけれども、その財政計画は、やはり持続的な市民の暮らし、福祉を支える、そういう計画になるように求めていると、このように思います。

一つの例を申しますと、私も共産党員の市長、東京都狛江市に、もう3期、4期になるでしょうか。このまちはその市長が市政を担うようになったときは、土木費が30%でした。そして民生費は20%台でありました。それが今日では、中学校卒業までの医療費の無料化を初め、今申しましたような諸施策を実行する、こんな中で歳出に占める土木費は11%、民生費は30%、こういうふうに予算の使い方を抜本的に変えています。ここまでできるとは思いませんけれども、予算の使い方を変えれば十分に可能なことではないのかというふうに思うわけであります。この点をつけ加えておき、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

藤井本副議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時57分

再 開 午後3時30分

藤井本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、私のもとに野志 昭議長から葛城市議会議長の辞職願が届けられました。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により、市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成19年12月13日。

葛城市議会議長 野志 昭。

葛城市議会副議長 藤井本 浩様。

以上でございます。

藤井本副議長 お諮りいたします。

野志 昭君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、野志 昭君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長が欠けました。

この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長選挙を行います。

議長選挙は投票で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

藤井本副議長 ただいまの出席議員は17名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、9番、寺田惣一君及び18番、石井文司君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効いたします。

(投票用紙配付)

藤井本副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

藤井本副議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

藤井本副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

藤井本副議長 開票を行います。

寺田惣一君及び石井文司君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

藤井本副議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち有効投票17票、無効投票0票であります。

有効投票中、西川弥三郎君15票、白石栄一君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、西川弥三郎君が葛城市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました西川弥三郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

西川弥三郎君、当選の承諾及びごあいさつを登壇の上お願いいたします。

西川議員 多くの議員の皆様方の支持をいただきまして、このたび議長に当選をさせていただきました。まことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

今、議長に当選させていただいて、葛城市議会の議長としての役目を果たしていくということの責任の重さをひしひしと感じているところでございます。議会そのものは私の性格もいろいろ、戦闘的なというか、そういうようなこともあって、ご批判をいただいているところも多々自分にはあるというふうに心得ております。今後は、議会運営はやっぱり和

をもってとうとしとなすという心がけを腹に、肝にというか、銘じて、議会運営を図っていききたいというふうには思っております。

ただ、市議会そのものがこれから果たしていく役割は、先ほどの本会議でも議論ありましたように、三位一体の改革で国自身は地方自治の自立を促しております。そのためには議会そのものの役割が相当重要なことになってくるといふふうに認識をしております。市長を初め、理事者、また職員の方々も同じでございますが、最終的な目標は、やっぱり市民の方々が安全で安心して住まいをしていただけるというのが、議会は議会の立場はあります。また行政側は行政側の立場がありますが、最終的な目標といいますか、目指すところはお互い同じではないかというふうに思います。いろいろな市民の皆様方の声をしっかり聞けるのは議員であるというふうに思います。その議員がしっかりと市民の皆様方のご意見を聞いて、いろいろと議論をして、行政側との議論も踏まえてきっちりと役割を果たしていけたらいいというふうに思っておりますので、浅学非才の身ではありますが、どうか議員の皆様方、ご指導、ご鞭撻をいただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、野志議長には公務中に体を崩されて、今、病気療養で欠席をされておりますが、大変よい方向に回復しているというふうに聞いております。1年間、本当に気を遣われて体を崩されたなというふうに思いますが、早く復帰をしていただきたいというのが心よりの願いでございます。どうか皆様方、頼りない議長を拝命いたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

藤井本副議長 これで私の任務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力どうもありがとうございました。

西川議長、議長席にお着き願います。

（西川議長 議長席に着席）

西川議長 ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長の藤井本 浩君より葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤井本 浩君の退場を求めます。

(藤井本副議長 退場)

西川議長 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成19年12月13日。

葛城市議会副議長 藤井本 浩。

葛城市議会議長 西川弥三郎様。

以上でございます。

西川議長 お諮りいたします。

藤井本 浩君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、藤井本 浩君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(藤井本議員 復席)

西川議長 ただいま副議長が欠けました。

この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、副議長選挙を行います。

副議長選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

西川議長 ただいまの出席議員は17名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、1番、山下和弥君及び17番、白石栄一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

西川議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

西川議長 異状なしと認めます。
これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

(投票)

西川議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

西川議長 開票を行います。
山下和弥君及び白石栄一君、立ち会いをお願いします。

(開票)

西川議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち有効投票17票、無効投票0票であります。

有効投票中、川辺順一君15票、高井悦子君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、川辺順一君が葛城市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川辺順一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

川辺順一君、当選の承諾及びあいさつを登壇の上お願いいたします。

川辺議員 ただいまは本当に皆様方多数の温かいご支持をいただきまして、副議長に当選させていただきました。本当にありがとうございます。

私、議長の補佐役として、この1年間頑張るわけでございますが、何とぞわからないことがたくさんございますが、議長の補佐役として精いっぱい頑張るつもりでございます。いろいろ議員の皆さん方には何事もやはり話し合いをして、議長と、また悪いところは悪いと抑えるところは抑えていただき、女房役として精いっぱい頑張るつもりでございますので、どうか皆様方、私たち正副議長に対しまして、またご協力とご鞭撻をお願いいたします。私たちが精いっぱい頑張ります。

また、野志議長初め藤井本副議長には大変1年間お世話になり、本当にありがとうございました。私、正副議長、努力しながら議会運営も円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうか皆さんよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

西川議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は17日午前10時から会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時26分